

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	04-04-01	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	納税貯蓄組合連合会補助	部課名	区民生活部税務課	課長名	根本		
		担当者名	熊谷	内線	2313		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-01	納税貯蓄組合連合会補助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 60 年度	根拠	荒川区納税貯蓄組合補助金交付条例及び同規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために				
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進				
	施策	03	収収の安定的な確保				
目的	納税貯蓄組合連合会が行っている区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進・税務行政への協力等の活動に対する補助金の交付。						
対象者等	納税貯蓄組合連合会 63組合、786人の連合組織						
内容	<p>平成30年度における事業計画は下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税教育推進への取組み ・ 納期内納税や振替納税制度の普及推進 ・ e-TAX及びeLTAXの普及推進 ・ 広報活動の充実 						
経過	<p>納税資金の備蓄と計画的な納税を企図した納税活動を目的とし、納税者の便宜を図る手段として、町内会や業者団体などを基盤として結成された任意団体に対し、昭和18年納税施行法が公布・施行された。昭和22年、この法律は廃止されたが昭和26年納税貯蓄組合法及び同施行令が制定・施行され、全国的に組合数・組合員数が急速的に増加した。</p> <p>昭和39年に納貯法の一部が改正され、納貯組合相互間の連絡調整や事業運営の指導育成などを担当する団体として納税貯蓄組合連合会制度が法制化され現在に至っている。</p> <p>補助金は、都では、昭和54年度までは単位組合に対して交付していたが、昭和55年以降は連合会に対する補助に変更された。荒川区では、納税貯蓄組合連合会に対し、昭和60年度から補助金を交付している。</p> <p>平成20年度は、荒川区が実施した口座振替新規加入促進キャンペーンに協賛団体（協賛金20万円）として参加した。平成21、22年度も引き続きキャンペーンに協賛した。</p>						
必要性	納税貯蓄組合連合会の活動を支援することは、区民の納税意識の普及啓発を図るために欠かすことができない。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ・ 納税貯蓄組合連合会の諸活動への一般補助、行事費及び研修費の補助、口座振替納税推進等への補助						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 特別区民税普通徴収納期内納付率(%)	77.04	76.41	76.64	77.39	88.44	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	収収の安定的な確保に必要な事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額	650	520	650	650	650	650	650
決算額 (元年度は見込み)	520	520	520	520	520	520	650
実績の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名 (元年度は見込み)							
組合数 (組)	93	86	76	77	72	65	
組合員数 (人)	1,313	1,039	952	943	897	836	
中学生の税の作文の応募数	1,085	1,193	1,343	1145	1083	926	

予算・決算の内訳								
平成29年度 (決算)			平成30年度 (決算)			令和元年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	520	負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	520	負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	650

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
	給与関係費	757	365	▲ 392	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	520	520	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	38	19	▲ 19	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,315	▲ 904	411	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	1,315	904	▲ 411	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,315	▲ 904	411	
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,315	▲ 904	411	

備考 行政費用では、補助費等が最も多い。

問題点・課題 区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進、税務行政への協力等、税務行政に関して積極的に関わる団体は他にはなく、区としても活動を支援していくことが必要である。一方で、補助金対象の活動については、eLTAXの推進、口座振替の推進等、区にとってより多くの効果を生むような事業を検討していく必要がある。具体的には、年3回、団体が主となって実施している街頭啓発活動を、より効果的なものにしていく必要がある。

問題点・課題の改善策		
①	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価
①	納税意識の醸成を図るため、団体とともに街頭啓発活動を継続していく。	口座振替納税の推進のため、街頭啓発活動を実施した。
②		
③		

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
未実施：杉並区	

況 (要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	04-04-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	納税奨励費	部課名	区民生活部税務課	課長名	根本			
		担当者名	熊谷	内線	2313			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-02	その他奨励費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	令和 不明	年度	根拠				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために					
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03	税収の安定的な確保					
目的	区民税等の申告・納期限の周知を行うことにより、自主申告・納期内納税の促進を図る。また、特別徴収義務者に対する年末調整説明会を実施し、給与支払報告書の確実な提出を担保する。また、将来を担う児童・生徒が税金やその使い道に関心を持つような、税に対する啓発活動を行う。							
対象者等	納税義務者等							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年末調整説明会 税務署、都税事務所と共催で、給与支払報告書等の説明を行っている。 ・ たばこ小売業者に対する販促品の配布 （平成21年度からはたばこエチケットPR用品） ・ 税の作文・標語・絵はがきコンクールにおける区長賞の設定及び表彰 租税教育の一環として実施される納税貯蓄組合連合会主催の「中学生の税に関する作文」、間税会主催の「中学生の税の標語」、荒川法人会主催の「税に関する絵はがきコンクール」について、区長賞を設け、賞状及び記念品を贈呈している。 							
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成9年度までは、たばこ税の増収促進を図るPR用品の予算を計上していたが、平成10年度以降は財政的な面もあり休止した。平成12年度、平成13年度に議会に予算化する旨の陳情が出され、趣旨採択されたため、平成14年度からは、区民にできる区財政への協力策として、「区内でたばこを買うこと」のPRを主眼に販促品を配布を行っていた。近年は、たばこを取り巻く環境も大きく変化しており、平成21年度からは、たばこエチケットのPRにシフトチェンジして作成している。 ・ 申告期限周知ポスターの作成及び車内掲出は、平成13年度以降各区共同による印刷を行わない取扱いとなった。これを契機に見直しを行い、ポスターの作成・掲出は廃止した。 ・ 平成20年度から平成22年度まで新規口座振替加入を増加させるため、荒川区の友好都市の特産品を送る「口座振替キャンペーン」を納税貯蓄組合連合会の協賛を得て実施した。 							
必要性	自主申告、納期内納税の促進及び将来を担う児童・生徒の租税に対する意識の高揚のために必要な事業である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） （1）年末調整説明会実施（税務署、都税事務所との共催で実施） （2）税に関する中学生の作文 夏休み期間中募集 （3）たばこ税PR用品の配布							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	特別区民税納期内納付率(%) (納期内完納額/調定額)	89.43	90.35	90.39	90.68	92.44	現年課税分(普徴・特徴・過年度合計)
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠な事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		357	352	376	376	461	643	764
決算額（元年度は見込み）		334	342	362	371	351	401	764
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	ボックスバック（作成数）							
	ポケットティッシュ（作成数）	37,000	37,000	35,500	35,500	35,500	41000	49200
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	313	需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	355	需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	714
役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	11	役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	11	役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	12
使用料等	年末調整説明会場使用料	27	使用料等	年末調整説明会場使用料、たばこ税手持品課税説明会場使用料等	35	使用料等	年末調整説明会場使用料、たばこ税手持品課税説明会場使用料等	38

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	3,257	2,630	▲ 627	地方税	0	0	0	
	物件費	351	401	50	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	162	140	▲ 22	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,770	▲ 3,171	599	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	3,770	3,171	▲ 599	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,770	▲ 3,171	599	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,770	▲ 3,171	599	

備考

○行政費用では、給与関係費の割合が最も高い。
○物件費の大部分は需用費であり、需用費の内訳としてはたばこ税PR用品における印刷製本費が最も多い。

問題点・課題

○たばこ税PR用品は、税込確保と併せて環境への配慮、マナー向上等をPRしていく必要がある。
○賦課事務の効率化、正確性の向上のために、給与支払報告書等の区への提出資料について、期限の順守、eLTAXの利用促進等について積極的にPR広報活動を行っていく必要がある。
○特別徴収義務者の制度の理解不足による異動届の未提出等が課題となっており、年末調整説明会において制度の周知徹底を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	税制改正により、たばこ税率の引上げ等がされるため、適切に申告が行われるように税務署、都、納税義務者と緊密に連携を図る。	税務署及び都とたばこ税率の引上げに伴う手持品課税に関する説明会を2回共催し、適切に申告がなされるよう努めた。	たばこ税PR用品の配布個数やPR内容について、関係団体と緊密に協議し、より一層のマナーの向上に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 0 区 不明 22 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	04-04-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	区税過誤納金還付金	部課名	区民生活部税務課	課長名	根本		
		担当者名	海平	内線	2327		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-04-01	過誤納金還付金					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 25 年度	根拠	地方税法第17条				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VII 計画推進のために					
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03 税収の安定的な確保					
目的	税額変更等による過誤納金に対応するための資金						
対象者等	過誤納金還付金対象者						
内容	<p>所得税の更正・決定等による前年度以前に収納した特別区民税に係る過誤納金の還付及びそれに伴う還付加算金の支出。</p> <p>（過誤納金） 過納金と誤納金に区分され、過納金は納付の時には課税額を超過することなく納められていたものが、後の減額更正等により変更されたことにより超過納付となるものをいう。誤納金は、二重納付等により納めるべき税額を超えて納付がなされた場合の超過額である。</p> <p>（還付加算金） 過誤納金を還付する際に、それに係る利子として年7.3%の割合で加算するものを還付加算金という。但し、平成26年からの特例措置として前々年10月から前年9月までの各月における国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の合計を12で割った割合として前年12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合となった。令和元年は1.6%である。加算金の額は、事由により起算日が異なるため日数に応じて算出する。</p>						
経過	<p>【平成17年度】税法改正に伴う配当割・株式等譲渡所得割の創設により、新たな還付金が生じることとなり、これに充当する財源については、交付金として歳入計上している。</p> <p>【平成20年度】税源移譲に伴う所得変動に係る還付金として1億9,700万円を歳出計上した。</p> <p>【平成26年度】景気状況の改善に伴い、配当割・株譲渡所得割に係る還付金が急激に増額となった。</p> <p>【平成27年度】還付金の支払いについて、これまではシステム上の制限で支払手続きに過誤納者からの申請が必要であったが、システム変更を機に、区民税の支払いに口座振替を利用している者に限り、過誤納者からの申請手続きなしに、口座振替による還付金の支払いができるようになった。</p> <p>【平成29年度】特徴推進開始により、普通徴収の還付金減、特別徴収の還付金増となった。</p> <p>【平成30年度】景気状況の改善に伴い、配当割・株譲渡所得割に係る還付金が急激に増額となった。</p>						
必要性	法の規定による事業である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 過誤納金を生じた者に対し通知し、還付（窓口払、口座振込、振替充当）措置をする。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		49,600	71,563	83,017	76,200	75,100	70,777	71,100
決算額（元年度は見込み）		48,228	65,812	80,637	54,897	52,185	69,437	71,100
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
償還金利子等	過誤納金還付金	52,185	償還金利子等	過誤納金還付金	69,437	償還金利子等	過誤納金還付金	71,100

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	9,267	11,542	2,275	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	21,856	26,927	5,071
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	52,185	69,437	17,252	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	21,856	26,927	5,071
	賞与・退職給与引当金繰入額	462	614	152	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 40,058	▲ 54,666	▲ 14,608
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	61,914	81,593	19,679	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 40,058	▲ 54,666	▲ 14,608
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 40,058	▲ 54,666	▲ 14,608	

備考

○行政費用では、補助金等の割合が最も高く、補助金等は全て過誤納金還付金である。
○過誤納金還付金の増の主な要因は、配当所得及び株式譲渡所得に係る還付金の増である。

問題点・課題

○還付金が生じる原因は所得税の更正、決定によるものが大半を占める。当初以外にも随時対応しているため、当初予算額では不足が生じ、予備費充用等の事態も起きる可能性がある。
○景気回復により増加していた配当所得及び株式譲渡所得に係る還付金の実績は、過去の損失と相殺できる繰り越しの年数（3年）を超えたため減となったが、景気に左右される傾向にあり、還付額の増加の際は、予備費充当等の事態も起きる可能性がある。
○特別徴収義務者の異動届の未提出を原因とする特別徴収の還付金が増えている。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	異動届の未提出等による特徴事業者の誤納を抑制し、過誤納金の発生を減少させる。	未納が続いている事業者に対して督促状を送付する際、調定額の確認と異動届の提出等を促す手紙を同封した。	令和元年10月から開始される電子納税の適切な処理方法を周知をしていくことで過誤納金の発生を減らす。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議決要旨			

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	04-04-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	自動車臨時運行許可事務費	部課名	区民生活部税務課	課長名	根本		
		担当者名	金森	内線	2312		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-05-01	自動車臨時運行許可事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 30年度	根拠	道路運送車両法及び施行規則、区手数料条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために				
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進				
	施策	03	税収の安定的な確保				
目的	自動車検査証の有効期間の満了等の際、自動車を行政庁(区)の許可により特例的に運行できることとすることで、車検を受ける者等の利便を図る。						
対象者等	区民全般並びに自動車ディーラー等						
内容	臨時運行許可対象自動車 ① 自動車登録ファイルに登録を受けなければならない自動車（法第4条） ア 普通自動車 イ 小型自動車（二輪の小型自動車は除く） ウ 大型特殊自動車 ② 運輸大臣の行う検査を受けなければならない自動車（法第58条） ア 上記の自動車 イ 二輪の小型自動車 ウ 検査対象軽自動車 ①及び②の自動車を臨時的に運行する者に対して、自動車臨時運行許可証を与え、同番号標（仮ナンバー）を貸与する。（有効期間：原則5日間）						
経過	平成6年1月から区民事務所においても取扱いを開始した。 平成9年度から許可手数料が750円（改正前650円）となった。 平成12年4月から法定受託事務となった。						
必要性	法の規定による事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 申請に基づき許可証と自動車臨時運行許可番号標(仮ナンバー)を貸与する。 （許可条件）① 許可対象自動車であること。② 荒川区内を走行すること（一部でも可）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
予算額	42	48	48	42	41	39	47	
決算額（元年度は見込み）	41	42	42	40	39	39	47	
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	許可件数（区民事務所分を含む）	532	496	507	493	487	489	

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	39	需用費	消耗品費	39	需用費	消耗品費	47

行政コスト計算書	勘定科目	29年度	30年度	差額	勘定科目	29年度	30年度	差額
	給与関係費	1,114	1,030	▲ 84	地方税	0	0	0
	物件費	39	39	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	143	163	20
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	143	163	20
	賞与・退職給与引当金繰入額	55	55	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,065	▲ 961	104
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,208	1,124	▲ 84	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,065	▲ 961	104
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,065	▲ 961	104

備考
 ○行政費用では、給与関係費が最も多い。
 ○物件費は全て需用費である。
 ○行政収入の使用料及び手数料は、臨時運行許可申請手数料である。

問題点・課題
 ○未返却者への対応については、返却を促す電話をしてもつながらないことが多いため、貸し出す際に複数の連絡先を把握しておく。また、返却についての説明をしっかりと行うなどの対策をする。督促等で繰り返し連絡をしても返却がない場合、引き続き必要に応じて警察への通報を行う等の対策を検討する。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	貸し出し時に使用方法や返却方法について口頭だけでなく、文書でもお知らせすることにより、さらに周知徹底を図る。	許可証裏面に使用の際の注意事項をより詳しく掲載した。	許可証を入れる袋をA4サイズに変更し、折り曲げることなく裏面を見やすく掲示できるように改善する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	04-04-05	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	区税賦課徴収事務費	部課名	区民生活部税務課	課長名	根本		
		担当者名	吉田、市村、荒川	内線	2324・2339		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-01	賦課徴収事務費					
	01-01-02	区税等の支払方法の拡充					
	01-01-03	電子申告システム運用事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	令和 25 年度	根拠	地方税法等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために				
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進				
	施策	03	税収の安定的な確保				
目的	区民税等の賦課徴収に要する事務経費						
対象者等	納税義務者等						
内容	<p>・地方税法等に基づき、区民税、軽自動車税等の課税を行い、それらの区民税の収納管理（収納確認、還付・充当）、徴収事務（督促・催告、財産調査、滞納処分等）を行う。</p> <p>・区税賦課徴収事務費の主なものは、滞納整理支援システム、コンビニ、クレジットカード等の支払方法、徴収嘱託員への報酬、電子申告システムに係る経費等がある。また区民税の納税通知等の各種印刷物の作成、それらの発送に係る郵送料のほか、区民税・軽自動車税等の収納テープ作成に係る委託料等である。歳入（特定財源）に関しては、都からの都民税払込分、諸収入の延滞金等である。</p>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度から滞納整理支援システムを導入 ・平成15年度から徴収嘱託員制度を導入 ・平成21年度から公的年金からの区民税の特別徴収が義務化された。 ・平成21年度から税務専門指導員を配置し、滞納整理事務に関する専門指導・助言を実施。 ・平成21年7月納付案内センターを開設。滞納者を出さない取組みとして電話による納付案内を実施。 ・平成22年度5月からコンビニ収納、ペイジー収納、クレジットカード収納及びモバイルレジ収納を導入 ・平成23年度からインターネット公売開始 ・平成28年度に不動産の公売を実施 特別徴収義務者に対する搜索実施 ・平成29年度からオール東京での特別徴収の徹底を開始 自動車の差押・取上及び公売を実施 						
必要性	区財政を支える区税収入を安定的に確保するために必要となる経費である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 特別区民税現年課税分徴収率(%)	98.18	98.09	98.23	98.35	99.08	
	② 特別区民税滞納繰越分徴収率(%)	32.44	31.55	38.02	40.66	49.24	
③ 特別区民税普通徴収納期内納付率(納期内納付額/調定額)(%)	77.04	76.41	76.64	77.39	88.44		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠な事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
予算額	96,082	107,267	110,211	127,521	284,931	200,349	169,738	
決算額(元年度は見込み)	90,433	105,233	100,122	113,077	151,246	145,800	169,738	
実績の推移	事項名(元年度は見込み)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	区税収入の推移(千円)	15,393,555	15,820,130	16,107,268	16,724,726	16,890,444	17,553,888	17,276,284

予算・決算の内訳								
平成29年度(決算)			平成30年度(決算)			令和元年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬/共済費/旅費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	19,474	報酬/共済費/旅費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	19,063	報酬/共済費/旅費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	21,012
一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	13,540	一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	14,618	一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	16,923
役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	48,434	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	50,413	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	85,374
委託料	その他の委託料	64,924	委託料	その他の委託料	52,144	委託料	その他の委託料	39,194
使用料及び賃借料	課税複写機使用料	156	使用料及び賃借料	課税複写機使用料	156	使用料及び賃借料	課税複写機使用料	197
負担金補助及び交付金	その他の負担金	4,718	備品購入費	備品購入費	4,390	備品購入費	備品購入費	1,023
			負担金補助及び交付金	その他の負担金	5,016	負担金補助及び交付金	その他の負担金	6,015

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	309,358	306,031	▲ 3,327	地方税	16,898,344	17,537,989	639,645	
	物件費	127,195	121,862	▲ 5,333	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	▲ 6,276	▲ 5,519	757	使用料及び手数料	8,768	8,105	▲ 663	
	減価償却費	0	0	0	その他	94,837	68,582	▲ 26,255	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	78,366	79,075	709	行政収入合計(a)	17,001,949	17,614,676	612,727	
	賞与・退職給与引当金繰入額	14,444	15,277	833	行政収支差額(a)-(b)=(c)	16,478,862	17,097,950	619,088	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	523,087	516,726	▲ 6,361	通常収支差額(c)+(d)=(e)	16,478,862	17,097,950	619,088	
	特別費用(g)	62,381	76,683	14,302	特別収入(f)	1,758	2,028	270	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 60,623	▲ 74,655	▲ 14,032	当期収支差額(e)+(h)	16,418,239	17,023,295	605,056		

備考
 ○行政費用では給与関係費と物件費の割合が高く、物件費は主に委託料と役務費が占めている。委託料の内訳としては、滞納整理支援システム関連費が最も多い。
 ○行政収入における「その他」の大部分は特別区税の延滞金である。

問題点・課題
 ○徴収率向上のため、納期内納付が見込まれる口座振替の勧奨等の取組を強化するとともに、未納者に対しては、早期に財産調査等により生活実態を十分調査したうえで、滞納整理に着手していく必要がある。
 ○滞納の発生を抑制するために、特別徴収(給与天引き)及び口座振替の比率を高めていく必要がある。
 ○特別徴収義務者の滞納の発生を抑制するため、丁寧な相談を行う必要がある。また、令和元年10月導入予定の電子納税への対応など、納入の利便性の向上について検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特別徴収義務者の未納者に対しては、財産調査・滞納処分等の滞納整理に早期着手していく。	督促・催告等を送付しても納付も相談もない特別徴収義務者に対して、速やかに財産調査・滞納処分等に着手した。	従業員からの預り金である住民税の未納を無くすため、財産調査・滞納処分等について引き続き早期着手を行っていく。
②	特別徴収義務者に対する制度の周知については、きめ細やかな対応を行っていく。	特別徴収義務者へ送付する当初税額通知書に、制度の遵守を周知するチラシ及び質疑応答集を同封した。	特別徴収義務者に対する制度の周知については、引き続ききめ細やかな対応を行っていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会質問状(要旨)	